れる。

(再発性の失神・不整脈を原因とする失神(植込み型除細動器を植え込んでいる者)関係)

診 断書

1 氏名		男	· 女		
生年月日	年	月	日生	(歳)
住所					
2 医学的診断 病名 総合所見(現病歴、現症状、	重症度、治	台療経過、	治療状況	.等)	
3 現時点での病状(改善の見込み等 (1) 除細動器植え込み前後に意識・心室細動やそれによる意識がア 植え込み後、7日以上経過く、不整脈発作の観点から、イ 植え込み後7日を経過してる。	職を失った 肖失の既往 過しており 運転を控	ことがなく のない予覧 その間、意 えるべきと	方的植込み (識を失っ こはいえか	み) 目的 ったこと ない。	的の場合 とも除細動器の作動な
(2) 除細動器植え込み後に意識を ア 植え込み後6ヶ月を経過し 整脈発作のおそれの観点から イ 意識を失ったのは不整脈の いては、治療、除細動器の ら運転を控えるべきとはいえ ウ 植え込み後6ヶ月を経過し 以内に除細動器の適切作動を とはいえない。	しており、 っ、運転を 以外が原因 調整等によ えない。 していない	過去3ヶ月 控えるべき (り回復した が、植え込	以内に限 をとはいっ こため、 ² 込み目的が	えない。) 不整脈 が一次	であり、その原因につ 発作のおそれの観点か 予防であり、過去3月
エ 意識を失ったのは不整脈が ヶ月以内(ヶ月以内)に オ 意識を失ったのは不整脈が いては、治療、除細動器の記 診断できることが見込まれる カ 意識を失ったのは不整脈が ヶ月以内(ヶ月以内)に キ 上記アからカのいずれにも	こアと診断 以外等に 調整等に る。 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	できること り回復し、 り、治療に りできること	こが見込る 6 ヶ月り こよりその	まれる。) 以内(の原因な	であり、その原因につ ヶ月以内)にイと 『改善されたため、6
(3) 除細動器植え込み後に意識を ア 植え込み後 6 ヶ月を経過し 不整脈発作のおそれの観点な イ 除細動器の不適切作動(誤作 ため不整脈発作のおそれの観 ウ 植え込み後 6 ヶ月を経過し	しており、 から、運転 作動)を認 見点から運転	過去3ヶ月 を控えるへ めたがこの 気を控える	リリ内に いきとはい い原因につ べきとは	ハえない ついてに いえな	い。 は治療により回復した い。

- エ 不整脈発作が生じ除細動器の作動があるが、6ヶ月以内(ヶ月以内)にアと診断できることが見込まれる。
- オ 除細動器の不適切作動(誤作動)があり、その原因が改善されたため、6ヶ月以内 (ヶ月以内)にイと診断できることが見込まれる。
- カ 上記アからオのいずれにも該当しない。
- (4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行った場合
 - ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、 不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
 - イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以内(日以内)にアと診断できることが見込まれる。

4	その他特記すべき	事項
_		

主治医又は専門医として以上のとおり診断する。

年 月 日

病院名又は診療所等の名称・所在地(電話番号)

担当診療科名

担当医師

印